

市営建設関連業務の検査要綱

平成20年8月8日 市長決裁

平成28年3月30日改正

令和6年12月25日改正

(趣旨)

第1 この要綱は、市営建設関連業務の委託契約に係る検査について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱に使用する用語の意義は、市営建設関連業務の監督要綱（平成20年8月8日市長決裁）において使用する用語の例による。

(検査の種類)

第3 検査の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 完了検査 委託業務の完了を確認するための検査。

(2) 一部完了検査 契約を解除するために当該業務の既成部分を確認するための検査、または、発注者が受注者の承諾を得て引き渡し前に成果物を使用する場合の使用部分を確認するための検査。

(検査員の指名)

第4 検査権者は、原則として主任技師級以上の職にある者から検査員を指名するものとする。

2 検査員の職務は、やむを得ない場合を除き調査職員の職務を兼ねることができない。

(検査員の服務)

第5 検査員は検査を行うにあたっては厳正かつ公平に実施し、合格又は不合格を決定しなければならない。

2 検査員は、あらかじめ検査の対象となるものの内容、契約図書を熟知のうえ検査に臨むものとする。

(検査の立会)

第6 監督権者は、調査職員並びに受注者又は管理技術者、その他必要と認められる関係者に検査の立会を命ずるものとする。

2 検査員は、検査を行うにあたって、調査職員並びに受注者又は管理技術者、その他必要とする関係者に検査の立会を求めることができる。

(検査の判定)

第7 検査員は、検査の合格又は不合格の判定をする場合は、その成果物が契約図書に適合しているか否かで判定を実施するものとする。

2 検査員は、検査の可否の判定が困難な場合には、上司の指示を受けなければならない。

(検査結果の通知と不合格の処理)

第8 検査員は、検査が合格した場合は、速やかに検査結果合格通知書（様式第1号）を監督権者に通知しなければならない。

2 検査員は、検査の結果、出来高不足及び成果不良等により不合格と決定したときは、検査結果指示書（様式第2号）により監督権者に修補の指示をしなけ

ればならない。

（検査結果の報告）

第 9 検査員は、検査を終了したときは速やかに検査調書（様式第 3 号）を作成し契約担当者に報告しなければならない。

2 検査員は、当該契約金額が 30 万円未満のものについては、検査調書の作成を省略することができる。

（再検査）

第 10 受注者から修補完了通知書を受けたときは再検査をしなければならない。

2 再検査は、第 3 から第 9 までの規定を準用する。

（補則）

第 11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の規定は、平成 20 年 10 月 1 日以降に契約する業務に適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 8 関係）

年 月 日

様

検 査 員

検 査 結 果 合 格 通 知 書

下記業務委託は、業務委託契約、図面、仕様書、その他関係図書に基づき業務完了検査を行なった結果、合格したので通知します。

記

1 業務委託名	
2 業務委託場所	
3 業務委託期間	年 月 日 から 年 月 日
4 請負代金	円
5 完了年月日	年 月 日
6 完了検査年月日	年 月 日

年 月 日

様

検査員

検査結果指示書

業務委託名

上記業務について、 年 月 日に完了検査をおこなった結果、修補の必要があることを確認したので、下記のとおり修補を指示します。

- 1 修補の内容
記事

- 2 修補期限 年 月 日

- 3 修補完了の確認
記事

（作成上の注意）
修補の内容及び確認方法を具体的に記載する。

検査(検収)調書

検査の結果設計書、契約書(見積書)のとおり相違ありません。

年 月 日

検査員

立会人

業 務 名			
契 約 の 相手方の住 所氏名		製造納入 工事等の 完 否 の 状 況	完了
契約種別	委託契約		
契約金額	金		